

## 至誠館大学卒業アンケート等の実施に係る規程

第1条 この規程は至誠館大学（以下、本学）の卒業予定者、卒業生及びその就職先に対して行うアンケートの実施に関し、基本的な事項を定める。

第2条 卒業予定者アンケートは、アンケート実施年度に卒業の年次にある者（秋卒業含む）を対象とし、学士課程における学修成果について意見を聴取し、もって本学の教育プログラムの教育効果の検証に資するものとする。当該アンケートは毎年度12月から1月にかけて、卒業年次生を対象とする「卒業研究指導」時に行うものとする。なお秋卒業予定の学生については、7月から8月にかけて実施する。

第3条 卒業生アンケートは、アンケート実施年度から遡って3年前までの卒業生を対象とし、在学中に身に付けた能力及び資質並びに実社会での有用度、社会人として必要なこと等について、社会経験に基づく意見を聴取し、もって本学の教育の効果の検証に資するものとする。原則、各年度の7月から9月までの間を目処に実施するものとし、当該学期中にアンケート結果を分析する。

第4条 就職先アンケートは、アンケート実施年度から3年以内の各年度において、各専攻の特色等を考慮して本学が選定した企業等に対して、卒業生に係る評価、就職先が必要とする及び学生時代に身につけておくべき能力その他の本学の教育内容等に関する意見を聴取し、もって本学のディプロマ・ポリシー、学修成果等が各社会等から要請される人材の育成に適したものになっているかの検証に資するものとする。原則、各年度の7月から9月までの間を目処に実施するものとし、当該学期中にアンケート結果を分析する。

第5条 卒業予定者アンケートの項目及びその内容は教務委員会において審議する。卒業生アンケート及び就職先アンケートの項目及び内容は進路支援委員会において審議する。

第6条 本規程に基づき実施されるアンケートの項目、内容及び分析結果は、認証評価の証拠書類として足りる内容とする。

第7条 学長が必要と認めるときは、第二条から第五条までに定めるもの以外のアンケートを実施することができる。

第8条 本規程に基づき実施されたアンケート結果は集計した上で情報公開されるものとする。かつ分析した上で、本学の教育課程の検証と改善に活用されるものとする。そのため、「個人情報保護に関する法律」に基づき、回答結果は本学が適切に管理し、個人・団体が特定できる形での公表は行わない。

### 附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

制定 令和2年 4月 1日（制定）